

第18回国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部
委員会開催要項

日 時 平成30年5月17日(木) 10:00 ~ 12:00

場 所 札幌駅前サテライト教室2

議 題

- 1 平成30年度点検評価実施要項について
- 2 その他

配付資料

- 1 平成30年度における意見のまとめ方(第17回委員会での意見の整理)
- 2 教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項(平成30年度分)
- 3 平成30年度教員養成改革推進外部委員会審議等スケジュール

平成 30 年度における意見のまとめ方
(第 17 回委員会での意見の整理)

1 意見の目的

- ・実践的教員養成について、北海道教育大学は、中期計画で、現在、教育委員会・学校現場が教員に求める力とは何かを取り込むことにより、より実践的力を身に付けることで質の高い教員養成をはかるとし、その成果により採用率を向上することを狙いとしている。従って、本委員会は、これまで明示した教育委員会・学校現場が教員に求める力について、教員養成における実現状況を具体的に検証し、意見を述べる。
- ・また、現職研修への参画について、今後、継続して教育委員会・学校現場が大学と連携して現代的研修課題を作り出すことが社会的に求められる状況にある。従って、本委員会は、教育委員会・学校現場との連携を産み出しやすくするために大学が組織的に行うべきことについて意見を述べる。
- ・そして、その際、実践的教員養成と現職研修への参画について、大学が示した対応が、北海道の教育の現状を十分認識した上で取り組まれているかを確認しながら、今後の課題を提示するものとする。

2 意見の位置付け

- ・本委員会は、これらの意見に応える教育研究の実現を図ることが、北海道教育大学の教員養成改革やミッションの達成に寄与することとなるとの考えから、最終の意見をまとめる。

3 意見の構成

- ・構成は、「意見の目的」、「大学の意見への実現状況とこれにかかる評価」、「評価を踏まえた意見」、「今後の課題」とする。

平成 30 年 7 月〇日

国立大学法人北海道教育大学長 殿

国立大学法人北海道教育大学
教員養成改革推進外部委員会
委員長 名 子 学

平成 27 年 11 月 27 日北教大教第 73 号で要請のあった国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会の意見の提出を行うため、別添「国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成 30 年度実施分）」（以下「要項」という。）に基づき点検及び評価を実施することといたしましたので、お知らせします。

今回の点検及び評価は、学長から要請のあった最終年となりますので、これまで委員会が示した「観点」及び「意見」についての実現状況をみることにいたしました。

委員会は、学長から要請のあった実践的教員養成及び現職研修プログラム開発への参画について、現在、教育委員会及び学校現場が抱える課題を具体的に提示し、それに応える教育研究の実現を図ることが、貴学の教員養成改革やミッションの達成に寄与することとなると考えました。このような観点から、最終の意見をまとめることといたしました。

については、下記により報告を依頼します。

また、要項において授業の視察又は職員へのヒアリングを随時実施することといたしましたので、ご対応方よろしくお願ひします。

記

提出期限 平成 30 年 9 月 28 日（金）

報告様式 要項第 4 に定める点検シートによる。報告は、紙媒体及び電子データとする。

提出先 国立大学法人北海道教育大学
学務部教務課企画・改革グループ（担当：安藤）
e-Mail：ando.hiroyasu@j.hokkyodai.ac.jp

その他 要項の電子データを添付しますので、点検シートの作成はこれにより作成願います。

国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会による点検及び評価実施要項（平成 30 年度実施分）

平成 30 年〇月〇日国立大学法人北海道教育大学
教員養成改革推進外部委員会制定

（目的）

第 1 平成 27 年 11 月 27 日付け北教大教第 73 号で学長から要請のあった以下に掲げる事項について点検及び評価を実施するものとする。

- （1）平成 27 年度教員養成課程における実践的教員養成の状況（以下「要請 A」という。）
- （2）現職研修プログラム開発への参画について（以下「要請 B」という。）

委員会はこの要請に応えるため、以下のとおり点検及び評価を実施する。

（実施期間）

第 2 平成 30 年度点検及び評価の実施期間は、平成 30 年 7 月〇日から平成 30 年 12 月 28 日までとする。

（評価基準）

第 3 評価基準は、要請 A については、平成 27 年度から平成 29 年度に実施した点検評価に示した「観点」と意見についての実現状況とする。要請 B については、平成 27 年度から平成 29 年度に実施した点検評価に示した「観点」と意見についての実現状況を含めた、今後の意図的・組織的取り組み状況とする。

（点検事項・方法）

第 4 点検は、別表に示す点検シート（平成 29 年度分を除く）により、大学が所要の記載等を行い報告することにより実施する。

2 平成 29 年度にかかる点検は、国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会規則第 5 条第 1 項の改善の措置によるものとする。

(評価及び意見のまとめ)

第5 要請Aについては、実現状況並びにこれに係る分析結果及び全体をとおした改善を要する点(評価・意見)にまとめる。要請Bについては、実現状況並びにこれを含めた、今後の意図的・組織的取り組み状況にかかる分析結果及び改善を要する点(評価・意見)にまとめる。

2 大学が示した対応が、北海道の教育の現状を踏まえたものとなっているかについても触れて、今後の課題を提示する。

3 前2項をもって、学長の要請にある最終の意見として提出する。

(授業の視察等)

第6 点検及び評価にあたり、必要に応じ随時、授業の視察又は職員への教育研究・地域貢献の状況に関するヒアリングを実施する。

(点検・評価のスケジュール)

第7 点検及び評価のスケジュールは次のとおりとする。

平成30年7月〇日 学長へ実施要項及び点検シートの提示・作成依頼

授業視察・ヒアリング開始(随時実施)

平成30年9月28日 点検シート回収

分析結果と改善を要する点のまとめ開始

平成30年10月中旬 学長との意見交換

平成30年12月28日 学長へ最終の意見の提出

外部委員会の意見への対応実現状況点検シート等記入要領

1 外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（記入例1，対応施策区分資料例参照）

- ・「作成日」は，報告の日と同日とすること。
- ・記載の内容は，「作成日」時点での実現状況を記載すること。
- ・「対応施策」は，大学が決定した「外部委員会の意見への対応」から施策毎に区分し，先頭に外部委員会の意見の年度を〇年（例：㉗）を付し，次に「対応施策」，次に番号を付し記入すること。
- ・「外部委員会の意見への対応」に対応施策がなく，現状で「外部委員会の意見」を達成している場合は，「対応施策」の「現状」に記入すること。
- ・当該「対応施策」が，対応する「観点とまとめ」の実現状況を，達成は「◎」，対応中は「△」，未対応は「×」で表すこと。
- ・「観点とまとめ」の対応施策が，当該年度の「外部委員会の意見への対応」ではなく，他の年度の「外部委員会の意見への対応」で策定されている場合は，「他の年度の施策」に該当する「対応施策」を赤字で記載すること。
- ・「対応施策区分資料」を添付すること。

2 外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）（記入例2参照）

- ・「対応施策」ごとに作成すること。
- ・「作成日」は，報告の日と同日とすること。
- ・記載の内容は，「作成日」時点での実現状況を記載すること。
- ・「外部委員会意見」は，外部委員会の意見の年度を記載すること。
- ・「対応施策番号」は，「外部委員会の意見への対応実現状況点検シート」に記載した当該「対応施策」を記載すること。
- ・「対応する観点等」は，「外部委員会の意見への対応実現状況点検シート」に記載した当該「対応施策」が対応する「観点とまとめ」の「見出し」を記載すること。
- ・「意見への対応抜粋」は，当該「対応施策」の「対応施策区分資料」に記載された文章を記載すること。
- ・「実現状況」は，記載例2により記載すること。
- ・「関係資料」は，記載例2により記載すること。

3 提出の体裁

- ・紙による提出は，「外部委員会の意見への対応実現状況点検シート」の次に，年度ごとに「対応施策」の順に「外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）」と「関係資料」をセットにして重ねて提出すること。

・電子ファイルによる提出は、次によること。

1) 「外部委員会の意見への対応実現状況点検シート」は、エクセル形式でファイル名を次のとおりとする。

【報告日】外部委員会の意見への対応実現状況点検シート

例：【300928】外部委員会の意見への対応実現状況点検シート

2) 「外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）」は、エクセル形式でファイル名を次のとおりとする。

【報告日】外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）

例：【300928】外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）

3) 関係資料は、PDF形式でファイル名を次のとおりとする。

【報告日】（対応施策番号）関係資料【外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）に記載した名称】

例：【300928】⑳対応施策1【DPCPチーム及び総括チームの提言】

外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）

記入例2
要請 A

外部委員会意見

対応施策番号

対応する観点等

意見への対応抜粋

実現状況 **留意事項**

- 実践的教員養成の状況について
 - ・意見への対応にかかる, 平成27年度教育課程における実現状況（実現していない場合の理由及び今後の対応を含む）並びに平成31年度教育課程への反映状況。
- 現職研修プログラム開発への参画の状況について
 - ・意見への対応にかかる意図的・組織的な実現状況（実現していない場合の理由及び今後の対応を含む）。

について記載し, 実現状況等を点検表へ記載する。

平成29年5月「教員養成課程改革協議会」を発足し, 全学が一体となった改善のための運営組織をおきた。協議会のDPCPチーム及び総括チームが連携し, 道・札幌市が策定した「教員育成指標」及び外部委員会の意見並びに教育職員免許法等の改正等を基に, 新たなDPCP及び教育課程の編成を進めた。人材養成の目標, 教育課程の体系, 及び学びの系統を適正に関連するとともにカリキュラムマップやポートフォリオとの連携についても適正化を図った。

これにより,

- ・A-27-1について, 人材養成の目標及びDP, CPの項目とすることをはかった。平成27年度教育課程について〇〇として, 平成31年度教育課程について〇〇とした。【関連資料1】
- ・A-27-3について, 人材養成の目標及びDP, CPの項目とすることをはかった。平成27年度教育課程について〇〇として, 平成31年度教育課程について〇〇とした。【関連資料2】
- ・A-27-4について, 人材養成の目標及びDP, CPの項目とすることをはかった。平成27年度教育課程について〇〇として, 平成31年度教育課程について〇〇とした。【関連資料3】
- ・授業・教育課程について, CPにおいてDPとの整合性, 教育課程の体系及び系統性の確保をはかった。平成27年度教育課程について〇〇として, 平成31年度教育課程について〇〇とした。【関連資料1, 2】
- ・その他について, キャンパスの優れた取り組みを教員養成全体に取り組む議論を「教員養成改革協議会」において行い, 今回〇〇校の〇〇の取り組みをCPの項目に反映することをはかった。平成27年度教育課程について〇〇として, 平成31年度教育課程について〇〇とした。【関連資料〇】
- ・その他について, 各校の特色を整理し, 人材養成の目標及びDP, CPの項目とすることをはかった。平成27年度教育課程について〇〇として, 平成31年度教育課程について〇〇とした。【関連資料〇】

関連資料（例）

1. DPCPチーム及び総括チームの提言
2. ポートフォリオ（改訂版）
3. カリキュラムツリー

・当該施策の成果を, まとめて分かりやすく記載する。

・対応する「観点」又は「まとめ」について, 対応した成果を分かりやすく記載する。「関連資料」がある場合は, 末尾に記載する。

・学びの系統にかかる場合は, 必ず, 授業科目と履修順序, どのような授業内容を積み上げていった「観点」又は「まとめ」を満足させたかについてカリキュラムツリーなどの関係資料を添えて分かりやすく説明すること。

・整理番号に続いて資料名を記載すること。

※「意見への対応」が「現状」の場合は, 本表により作成する。その際, 対応施策番号は「現状」と記載する。

外部委員会の意見への対応実現状況点検シート（対応施策別）

記入例2
要請B

外部委員会意見

対応施策番号

対応する観点等

意見への対応抜粋
 (a) 本学の教員の研究が、教育委員会等の求める研修ニーズに対応しているかが一覧できる、情報共有の仕組み作り
 (b) 本学の教員が研修会講師を担当とした際等に、学校現場や教育委員会の研修ニーズを把握する仕組み作り等に取り組む予定である。さらに、教員育成連絡協議会、教員育成協議会（仮称）等を通じて、教育委員会等からの研修ニーズを把握するシステムづくりを提案していきたい。

実現状況 **留意事項**

- 実践的教員養成の状況について
 - ・意見への対応にかかる、平成27年度教育課程における実現状況（実現していない場合の理由及び今後の対応を含む）並びに平成31年度教育課程への反映状況。
- 現職研修プログラム開発への参画の状況について
 - ・意見への対応にかかる意図的・組織的な実現状況（実現していない場合の理由及び今後の対応を含む）。

について記載し、実現状況等を点検表へ記載する。

平成29年5月「教員養成課程改革協議会」を発足し、全学が一体となった改善のための運営組織をおいた。協議会の現職教員の再教育チームにおいて、本学教員の提供可能な研修テーマの集約と広報の在り方、研修にかかるニーズの把握、研修に対応する研究情報発信の仕組みづくりについて報告がまとめられた。これに基づき平成30年4月に設置された大学戦略本部において組織化と情報収集・発信の仕組みづくりが進められている。

これにより、

・現職教員の再教育の在り方について、北海道の教育委員会・学校現場との連携強化が進められることとなる。【関係資料1】

関連資料（例）

1. 現職教員の再教育チーム報告書

・当該施策の成果を、まとめて分かりやすく記載する。

・対応する「観点」又は「まとめ」について、対応した成果を分かりやすく記載する。「関連資料」がある場合は、末尾に記載する。
 ・平成28年度の点検シートにおいては、「個別の観点等への実現状況のほかに、「現職教員の再教育の在り方」にかかる今後の意図的・組織的取組みの状況を、平成27～29年度の観点等の実現状況も踏まえ、総括し記載すること。

・整理番号に続いて資料名を記載すること。

※「意見への対応」が「現状」の場合は、本表により作成する。その際、対応施策番号は「現状」と記載する。

平成 28 年 12 月 27 日
学 長 裁 定

教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する 本学の対応

1. はじめに

本学では、平成 26 年度から 27 年度にかけて、改組を含めた教員養成改革に着手した。その際、多様な能力を持った教師集団が連携・協働することにより、学校という組織全体の教育力が高まるものと考え、教師としての基本的な能力の上に多様な得意分野を持つ、個性豊かな人材を養成し、地域に送り出すこととした。すなわち、それぞれのキャンパスが置かれている地域の特性を踏まえて、キャンパスごとに多様な専攻を置くこととした。この専攻は、教育の単位としての機能を有するものである。

それぞれの取得する免許が異なるため、専攻ごとに修めるべき科目が異なる。このため、教員養成課程を有する各キャンパスでの開設科目数は、1 キャンパスあたり、およそ 850 科目～1300 科目に達する。

本学では、北海道の教育課題（新生北海道戦略推進プラン，H23.10）、今後の国立大学の機能強化に向けての考え方（文科省，H25.6）、ミッションの再定義（文科省，H25.12）を踏まえ平成 27 年度にカリキュラム改革を行った。この際、

- 1) 学び続ける教員としての土台となる能力を育成
- 2) 教職及び教科に関する科目の有機的結合

を目標に定めるとともに、「教育課程編成の基本方針」を定め、この方針に基づいて教育課程編成を進めてきた。上記開設科目を分類し、教員として必要な基礎的・基本的資質は、主として「教養科目」と「教員養成コア科目」で育成し、得意分野の形成と基本的研究力は「専攻科目」「研究発展科目」「卒業研究」で育成する。「教員養成コア科目」のうち、「教科指導科目」と「教科内容研究科目」には履修上の幅を持たせてあるが、下限の単位数により基礎的・基本的資質を育成し、得意分野形成等の考え方により、「専攻科目」と併せてその幅を有効に活用できるようにしたものである。

それぞれの科目区分で育成すべき目的については、別表 1 の通り「科目区分及びその目的」としてまとめ、それぞれの科目区分に含まれる科目の内容（基礎科目⇔発展科目，理論⇔実践）及び科目区分間の系統性、往還性を示す別添の「教育課程の構造図」を作成し、これに従って教育課程を編成してきている。

今回の国立大学法人北海道教育大学教員養成改革推進外部委員会（以下、外部委員会という。）による点検に際し、3 キャンパスの総計およそ 3,300 科目の全てを点検することは外部委員会の労が大きすぎると判断し、教員養成課程に所属する学生全てに共通な必修科目を取り出し、点検項目とした。このため、「観点を達成するための科目が不足である」、「実践と理論の往還が不十分

である」、「科目間の関連が希薄である」との印象を与えたのではないかと反省している。

なお、平成 28 年度中に教育職員免許法の改正がなされ、平成 29 年度中に「教職課程コアカリキュラム」の作成等がなされる予定であり、本学はそれらにあわせ、平成 31 年度から新たな教育課程のもとで教育を行うことが求められる。また、平成 29 年度までに、北海道教育委員会が設置した教員育成連絡協議会、今後設置される予定の教員育成協議会等を通じ、本道の地域特性等を踏まえた「教員育成指標」が検討・策定される予定である。そのため、本学では、平成 29 年度中に「教職課程コアカリキュラム」及び「教員育成指標」をも踏まえた新たな教育課程を編成することとしており、その中で、今回の外部委員会による意見も含めて対応していきたいと考えている。

しかし、単位数の観点から、必ずしも外部委員会の要望には答えられない可能性がある。大学設置基準では、「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」とされ、「卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする」とされている。

同基準では最低限満たすべき要件のみを設けているため、これを超えた卒業要件を課すことも可能である。実際、教員養成大学では、130 単位程度に設定している場合が多い。本学では、教科指導能力を高めるために、平成 27 年度以降入学生に対しては、134 単位以上の修得を求めている。一方、平成 20 年 12 月 24 日の中央教育審議会答申の中で単位制度の実質化を求めており、現在の単位数を大幅に超えた卒業要件を設定するのは困難な状況にある。

さらに、平成 26 年 11 月 6 日の中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会報告の中で、「小中一貫教育学校（仮称）は小学校・中学校の 9 年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員は、9 年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である」とし、「当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である」と述べられている。

今後道内でも小中連携、一貫教育が増加することが予想される。したがって、本学としても、平成 31 年度以降の入学生に対して提供する教育課程では、小学校及び中学校の教員免許状の併有を前提とすることで検討を進めている。この前提で作成したものが「カリキュラムの見直し（たたき台）」である。これによれば、学部段階では「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を保証する教育課程を編成するのが限度であることが理解されよう。このことは、平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申の中で「教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、『教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修』を行う段階であることを改めて認識することが重要である」と述べられていることにもつながるものである。

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申では、教育委員会と大学とが連携・協働し、教員の養成・採用・研修の一体的改革を行うことを求めている。このことに鑑み、本学としても大学院教育を通して現職教員に対する研修に関わり、教員の資質・能力の向上に寄与したいと考えている。そのために、教員育成連絡協議会、教員育成協議会（仮称）等を通じて、教育委員会等と本学大学院との連携のあり方について検討することを提案していきたい。

これまでに述べたように、特に新たな科目を設けて単位化することは困難を伴うことが予想さ

れるが、現在ある科目の内容等を改善し、より質の高いものにすること、あるいは順序性を変更することで外部委員会の求める内容について対応していきたい。以下で個別の指摘事項について本学の対応を記す。

II. 教員養成改革推進外部委員会の点検及び評価のまとめに対する本学の対応

1) 授業・教育課程

- ・授業科目に、観点を満たすための内容の不足があると考えられた。
- ・授業科目間の関連（履修方法を含む）が充分ではなく、学生に当該観点にしめず教育が行き渡っていない点があると考えられた。
- ・受講の順序性やカリキュラムの構造について、教育的効果から再検討すべき点があると考えられた。

「はじめに」で述べたように、教員養成課程では、「科目区分及びその目的」及び「教育課程の構造図」を定め、これらの考え方にに基づきカリキュラムを編成してきており、基本的には観点 A-27-1 を満たすような構成になっているものと考えている。

しかし、外部委員会からの指摘にあるような課題もあると考えている。この課題を解消するために、以下の事項が必要と考える。

- (a) 理論と実践の往還を基にした、実践力のある教員を育てるカリキュラムの全体像を示し、その中で「養成すべきディプロマポリシーの各観点」を育むプロセスを明示する必要がある。
- (b) シラバスの中に、当該科目と関連する科目を記述する欄を新設し、相互関係として分担（知識、技能、姿勢）、力量の進展（基礎基本、活用、応用を「スパイラル」配置）等を明示する必要がある。シラバスの記載内容の充実については、現在、シラバス改善 WG のもとで検討中である。
- (c) 上記の (a) (b) をふまえ、下記の内容を関連科目の中に位置づける必要がある。
 - ・学校現場の課題、今日的社会的課題を確認する科目
 - ・その中から、自ら課題を見いだす科目
 - ・解決に向けての、方法や知識、技能を獲得する科目
 - ・実践現場において、課題の確認、課題を解決する努力の具体例を確認する科目
 - ・実践現場において、課題解決の基本的方策を経験する科目
 - ・実践現場での経験を反省的に考察し、「自ら課題を追究し、情報を取捨選択しながら、自分で考え、粘り強く問い続ける姿勢」を確認する科目
 - ・大学4年間を見直して、弱点を克服する科目
- (d) 以上をポートフォリオと関連科目とを相関させて記述し、教員、学生相互に確認する。
- (e) 上記の「養成すべきディプロマポリシーの各観点」を育む改善事項に、各キャンパスの特徴である「総合的指導力」、「多様な課題を解決できる創造的実践力」、「教科に強いカリキュラム」、「実践力を育む地域貢献連携」、「地域で活躍できる小中学校教員養成」、「地域特性を活かした教育」を関連づける必要がある。
- (f) カリキュラム・マップには、教員側にとっては、カリキュラムの全体構造と各授業科目の位置づけが理解でき、大学・学部の教育目標から担当科目の内容を設計することができる等の、

コメントの追加 [] ②対応施策 1

コメントの追加 [] : ②対応施策 2

コメントの追加 [] ②対応施策 3

コメントの追加 [] ②対応施策 4

コメントの追加 [] ②対応施策 5

学生側には、学修の目標を達成するために各授業科目がどのように位置づけられているかを理解し得る等のメリットがある。一方、カリキュラム・マップでは体系性、系統性(順序性)が見えにくく、その意味では学生のみならず教職員にとっても有効活用が難しいとの研究報告もある¹。特に本学の場合には、科目数が多く、体系性、系統性が見えにくいため、「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」等を通じて学生の意見も取り入れながら改善策を検討する。

- (g) 「はじめに」で述べたように、本学では、平成29年度中に新たな教育課程を編成する予定であり、その中で、受講の順序性やカリキュラムの構造についての指摘に対応していきたい。

コメントの追加 [] ⑦対応施策6

コメントの追加 [] ⑦対応施策7

2) 養成する人材像

・実践的指導力を備えた教員養成を目標としているが、学校現場の実際を取り入れた授業が充分でない点があると考えられた。また、今後、学校と地域の連携が一層重要になることを踏まえ意図的に学生が地域と「関わる力」を育成することが必要と考えられた。

学校現場の実際を学ぶ場として、「教育実習」、一部の「教育フィールド研究」がある。また、本学の教科教育担当教員の多くは、小中高等学校での教育経験を有しているため、「小学校〇〇教育法」、「初等〇〇」、「中学校〇〇教育法」は、学校現場の実際を取り入れた授業となっている。さらに、「特別活動の指導法」、「小学校生活科指導法」、「初等生活」などの科目は、経験豊富な小中学校の教諭が講師を勤めているので、学校現場の実際を取り入れた授業となっている。

さらに、平成26年度から実務経験豊富な教員(学校臨床教授)を教員養成キャンパス等に配置を開始し、平成29年度から「学校臨床研究」を実施する。この科目は、学生が附属学校・拠点校などで実践的な指導法を学び、大学において理論的・分析的な省察を行うことで、学校現場を活用した実践力を鍛える課題解決型の授業であり、平成27年度以降入学生にとっては必修科目である。

以上述べたように、本学では、学校現場の実際を取り入れた授業を数多く開設していると考えている。

一方、教員養成大学・学部であっても教科専門や諸科学の専門分野では、科目内容の性格上、専門学部と同様に個別学問や諸科学等の研究者が担当することが多く、小中学校での教育経験を有しないことが多い。そのため十分には学校現場の実際を取り入れた授業とはなっていない可能性がある。この点を改善するために、本学では、

- (a) 再定義されたミッションで、「実践型教員養成機能への質的転換を図るために「学校現場で指導経験のある大学教員を、第2期中期目標期間における改革を行いつつ、第3期中期目標期間末には30%を確保する」ことが定められている。これを受け、本学は、第3期中期計画において、「教員養成課程における実践的指導力のより一層の育成・強化を図るため、35%を確保する」こと、

¹ 池田 輝政, 野口 眞弓, 佐々木 幾美, 学位授与方針から設計するカリキュラム・マッピングの提案と実践, 「大学・学校づくり研究」第6号, p.29 - p.40.

(b) さらに「新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする」ことを掲げている。上記取り組みに加え、教科専門を担う教員の教員養成担当としての専門性向上を図るため、教科横断型の教育研究組織への再編成や、本学独自のテニュアトラック制度の導入などを行っている。今後の検討課題ではあるが、

(c) 学長戦略経費等を用い、「学問や諸科学等の研究成果の内容が子どもの認識と成長にどのように寄与するかという教育の観点からその内容や価値を捉え、教科内容を創出」²する「教科内容学」の研究グループを順次整備し、研究内容をカリキュラムに反映させていく仕組みを構築する。

などの取組を行い、改善をはかっていきたい。

さらに、平成27年12月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の中で、「子供たちに、知識や技能の修得のみならず、これらを活用して子供たちが課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む指導力を身に付けることが必要である。その際、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、様々な学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である。」とされていることに鑑み、北海道がもつ教育の課題についての研究を推進し、研究成果を教科の中に取り入れられるよう工夫を講じていきたい。

なお、地域との連携を図ることを目的とした科目として、「教育フィールド研究」の一部があり、

- ・図書館、文学館、博物館、科学館、美術館、体育館、音楽ホール、動物園などにおける支援活動
- ・地域子ども会の文化的、体育的行事など少年団体への支援活動
- ・自然保護や国際交流などへの支援活動
- ・郷土芸能の継承活動や登下校時の安全パトロールなどへの支援活動

などに取り組んでいる。

3) 現職教員の再教育の在り方

- ・現職研修の課題として掲げた事項に関する研究の状況が、確認できた。今回は旭川校のみ回答を得たが、このように偏在して良いものか今後検討を重ねる必要があると考えられた。

これまで、本学の教員は、北海道教育委員会、北海道立教育研究所及び各市町村の教育委員会の主催する研修等で講師を務めるなど、道内の現職教員の指導力向上に寄与してきている。しかし、これらの取り組みは、教育委員会と本学の協定等に基づいたものではなく、教員が個人とし

コメントの追加 [REDACTED] ②対応施策8

コメントの追加 [REDACTED] ②対応施策9

² 「日本教科内容学会」設立理念から

て協力することが多かったため、大学として十分に把握できていなかった。このため、各キャンパスのカリキュラム委員会が回答を作成する際に、情報を収集しきれていなかったものと推測される。

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で、教育委員会と大学とが連携・協働し、教員の養成・採用・研修の一体的改革を行うことを求めていることに鑑み、本学としても現職教員に対する研修に関わる研究を推進していく必要があると考える。そのために、

- (a) 本学の教員の研究が、教育委員会等の求める研修ニーズに対応しているかが一覧できる、情報共有の仕組み作り
- (b) 本学の教員が研修会講師を担当とした際等に、学校現場や教育委員会の研修ニーズを把握する仕組み作り

等に取り組む予定である。さらに、教員育成連絡協議会、教員育成協議会(仮称)等を通じて、教育委員会等からの研修ニーズを把握するシステムづくりを提案していきたい。

コメントの追加 []: ⑦対応施策 10

4) その他

- ・各キャンパスに優れた取組が見られたが、そのことが教員養成課程全体で共有されていないため、課程の質的向上に繋がっていない状況がみられた。今後は課程全体として質的向上を図るための組織的取組を構築する必要があると考えられた。
- ・また、そのためにカリキュラムマップやポートフォリオをどのように有効活用していくか検討する必要があると考えられた。
- ・一方、地域社会との関わりについて、各キャンパスの特色を出すべきであり、都市部であっても意図的に取り入れて行くことの必要性が認められた。

平成 27 年度の改革時には、各種プロジェクトを実行するために、時限的に教員養成改革推進本部を設置した。推進本部の下に「教員協議会」を設置しキャンパス横断的にカリキュラム構成の議論を行った。今後は、大学戦略室構想の中で、恒常的運営組織への改組を検討していきたい。上記指摘の第一点については、当面は「教員協議会」で、将来的には恒常的な組織の下で共有化の議論を行っていきたい。

1) 1)でも述べた様に、カリキュラム・マップでは体系的性、系統性(順序性)が見えにくく、学生にとって有効活用が難しいとの研究報告もあるため、「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」などを通じ、学生からの意見も取り入れながら、上記指摘の第 2 点についても検討していきたい。

コメントの追加 []: ⑦対応施策 6

上記指摘の第 3 点については、各キャンパスの「教育フィールド研究」の実施部会等の中で検討をしていきたい。

コメントの追加 []: ⑦対応施策 11

以上

平成 30 年度教員養成改革推進外部委員会審議
等スケジュール

平成 30 年 5 月 17 日現在

- 4 月 17 日 第 18 回外部委員会：意見のまとめ方
- ・授業視察 (釧路校：5 月 22 日)
- 5 月 17 日 第 18 回外部委員会：実施要項 (案)
- 7 月中旬 第 19 回外部委員会：実施要項
- ・点検依頼 (7 月中旬)
 - ・点検報告 (9 月下旬)
- 10 月中旬 第 20 回外部委員会：規則第 5 条第 1 項に基づく、
本委員会との意見交換 (平成 29 年度分) の実施、
意見のまとめ
- ・授業視察 (札幌校：10 月中～下旬)
 - ・他大学視察 (京都教育大学：10 月下旬)
- 11 月中旬 第 21 回外部委員会：報告書 (案)
- 12 月中～下旬 第 22 回外部委員会：報告書
- ・意見の報告 (12 月末日)